

第22日

平成24年3月21日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案ほか7件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第19号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第19号議案朝倉市まちづくり審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成24年4月から、朝倉市の組織機構を変更することに伴い、朝倉市まちづくり審議会条例、朝倉市行政改革推進協議会条例並びに朝倉市議員報酬及び特別職給与審議会条例の規定中、担当課の名称をそれぞれ変更するものです。

本委員会といたしましては、組織機構の変更に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、スポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法が施行されたことに伴い、非常勤特別職のうち体育指導員の名称をスポーツ推進委員に変更するものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公費医療に係る高額医療費の未請求問題に関し、市政に対する不信を招いた責任をとるため、市長の給料を平成24年4月支給分から6月支給分までの3カ月間10分の1減額しようとするものです。

執行部の説明によりますと、平成19年度から平成21年度までの間、公費医療に係る高額療養費の請求について、当時請求事務を担当していた職員が、事務引き継ぎが不十分であったことや、制度の内容や事務処理要領を誤認していたことから、平成19年1月分から平

成20年2月分までの高額医療費の請求権が時効により消滅し、市に約2,000万円の損失を与えたものです。

なお、この損失につきましては、関係職員等により自主的に返還されるとのことでした。

本委員会といたしましては、繰り返し起きる職員の不祥事は今回で最後となるように再発防止策の徹底・強化を強く要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法が改正されること並びに朝倉市甘木地域センターの設置により、甘木公民館を廃止することに伴い、規定の整理を図るものです。

執行部の説明によりますと、社会教育法の改正により、公民館審議委員の委嘱基準を条例で定める必要が生じたことなどが主な改正理由であるとのことでした。

本委員会といたしましては、法令の改正等に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、朝倉市杷木池田の定住促進住宅団地の土地について、貸与期間満了後、借り受け人に無償譲渡を行うものです。

執行部の説明によりますと、朝倉市杷木池田の定住促進住宅団地事業は、過疎地域活性化特別措置法に規定する過疎地域自立促進計画に基づき、旧杷木町で実施した事業です。

この事業は、町の人口増加、若者人口の流出抑制を図ることなどを目的として、町が20戸の宅地造成を行い、その土地を有料で貸し付け、借り受け人がその土地にみずから家を建築したもので、貸し付け開始から15年を経過したものから土地を無償で譲渡することです。

本委員会といたしましては、公有財産である杷木定住促進住宅団地の無償譲渡のために必要な条例改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市甘木地域センター条例の制定についてであります。

本案は、地域住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの活性化及び文化の向上並びに地域福祉の向上に資するため、朝倉市甘木地域センターを設置したいので、この条例を制定しようとするものです。

条例の主な内容であります。第1に地域センターの設置の目的、名称、位置、開館時間、休館日及び事業内容を定めています。

第2にセンターの利用の許可、不許可、許可の取り消し等を定めています。

第3にセンターの基本使用料、超過使用料及び冷暖房装置の使用料等並びに使用料の納付減免等を定めています。

第4に指定管理者による管理について定めております。まず、地方自治法の規定により、法人その他の団体に指定管理を行わせることができる旨定めております。

次に、指定管理者の指定の申請方法及び指定管理者の選定方法について定めています。

次に、指定管理者が行うべき業務及び利用料金の設定条件等を定めています。

なお、この条例は、平成24年9月1日から施行することにしております。

本委員会といたしましては、コミュニティ、地域が活性化するための拠点施設として、地域が使いやすい施設となるよう、地域コミュニティとの連絡を密にすることなど円滑な運営を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてであります。

本案は、平成22年度から平成27年度までの6年間で進められている朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、杷木地域の一部は、民間電気通信事業者による光通信サービス環境が構築されていない状況であり、生活環境の向上と地域情報化推進、企業誘致及び産業振興の観点から、情報通信基盤の格差是正を図ることが主な理由であるとのことです。

なお、今回の過疎計画の変更により、この事業に対し、過疎対策事業債が活用できるとのことであります。

本委員会といたしましては、今回の事業が民設・民営型であることから、構築する資産を市が保有せず、維持管理経費や機器更新費用が発生しないこと、過疎対策事業債は事業費の市負担分の100%を充当することができ、そのうち70%が後年度普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が30%となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、佐田辺地及び黒川辺地における平成24年度から平成26年度までの地に係る総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、先ほどの第31号議案と同様、佐田地区及び黒川地区は民間電気通信事業者による光通信サービス環境が構築されていない状況であり、生活環境の向上と地域情報化推進、企業誘致及び産業振興の観点から、情報通信基盤の格差是正を図ることが主な理由であるとのことです。

なお、今回の辺地計画の策定により、これらの事業に対し辺地対策事業債が活用できるとのことであります。

本委員会といたしましては、今回の事業が民設・民営型であることから、構築する資産を市が保有せず、維持管理経費や機器更新費用が発生しないこと、辺地対策事業債は事業費の市負担分100%を充当することができ、そのうち80%が後年度普通交付税に算入されるため、実質市の負担割合が20%となるなど、大変有利な条件で事業が実施できるため、今般の厳しい財政状況の中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第19号議案朝倉市まちづくり審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市甘木地域センター条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか10件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第2号議案ほか10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第2号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を1,047万3,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、これまでに貸し付けされた資金に対する償還を円滑に進めていくことが本会計の健全な運営に直結するところであり、滞納問題に対しては訪問や面談で、滞納者の償還意識を高めさせるとともに、夜間電話催告や訪問徴収などの徹底した償還指導や、償還意識の欠ける者への法的措置の検討を行うなど、問題の解決に取り組んでいくということでありました。

本委員会といたしましては、今後も本会計の健全な運営になお一層努力されますよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定がありますので、それぞれの勘定ごとに報告をさせていただきます。

まず、事業勘定につきましては、予算総額を77億1,354万7,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、市の国民健康保険の被保険者数は徐々に減少傾向にあるものの、今日の医療の高度化や、市内及び近郊の病院が多く、医療を受けやすい環境にあることもあり、1人当たりの医療諸費は伸びており、医療費の抑制は厳しいものがあります。

歳入の面でも、被保険者の減少や不況下における所得の減少等もあり、税収の確保も厳しい状況とのことであります。

そこで、生活習慣病による疾病の増加を減少させるため、平成20年度から取り組んでいる特定健診では、平成24年度から健診項目に心電図を追加し、疾病の早期発見、重症化の予防を行い、将来的な医療費の抑制につなげていくとのことです。

次に、直営診療施設勘定につきましては、予算総額を2億7,058万9,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、診療所の事業としては、医療事業、健診事業、施設の維持管理を行っており、歳出の主なものは人件費、施設管理費等の総務管理費、医薬品代等の医業費であり、歳入の主なものは、外来収入及び健診等の収入であります。

診療所の建物の老朽化により、雨漏りが発生しているため、平成24年度には屋上防水改修工事を行うことも含め、安心して来院できるための環境改善を図るなど、気軽に医療相談ができ、住民の健康管理ができる環境を整え、医療費の抑制に努めていくということでありました。

本委員会といたしましては、診療所については、基金の取り崩しを行いながら運営をしている現状もあるため、今後のあり方を検討すること、また、1人当たりの医療諸費が年々増加していることを踏まえ、予防医療との関係についての分析が必要であることを指摘し、今後も市民の健康増進とさらなる医療費の抑制に努力されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を8億1,006万円で編成しようとするものであります。

本予算は、平成20年4月から創設された75歳以上の後期高齢者医療制度の特別会計であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体として運営するもので、市は保険料の徴収や相談、申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。

平成24年度の被保険者数を前年度比較3.2%増の9,421人を見込んでおり、平成24年度から保険料の改定がなされることもあり、平成23年度当初予算と比較し、率にして3.7%増での予算となっております。

本委員会といたしましては、本特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に基づくものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されております。

まず、保険事業勘定につきましては、51億8,111万円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成24年度からの3カ年の高齢者の増加と介護サービス給付費を推計し、3カ年の事業計画である第5期介護保険事業計画を策定しており、後ほど審査報告をさせていただきますが、第24号議案の介護保険条例の改正にて、その介護サービス給付費に応じた保険料の設定をしております。

予算編成に当たっては、それらに基づいて行っており、総額を前年度と比較して約3.3%増の約1億6,800万円の増での予算編成となっていることでありました。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、総額を2,323万4,000円で編成しようとするものであります。

本勘定の財源は、介護サービス計画費収入であり、歳出の主なものとして介護予防のケアプラン作成に係るケアマネージャーの賃金及び委託料となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出を1億8,791万3,000円増額するとともに、直営診療施設勘定の財源の組みかえを行うものであります。

内容といたしましては、平成23年度の決算見込みによりますと、前年に比べ5%を超える医療費の伸びとなる見込みであり、そのことから療養給付費等の予算に不足を生じるため補正を行うものであります。

また、診療所の療養環境改善で行いました空調整備の改修工事及び画像ファイリングシステム整備に対する特別調整交付金が交付されることから、国保特別会計の事業勘定で受け入れ、直営診療施設勘定へ繰り出す分として増額し、財源の組みかえなどを行うものであります。

本委員会といたしましては、この補正が実態に即した補正であることを認めながらも、国保財政の運営は非常に厳しい状況であることから、第三者行為の損害賠償求償業務の強化などを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を1,834万8,000円減額するものであります。

内容といたしましては、歳入の面での主なものは、平成23年度の決算見込みによる保険料の減額であり、その他平成22年度決算時の繰越金、県広域連合からの補助金等の増額が

あります。

歳出の面では、主に保険料確定による調停減並びに保険基盤安定負担金が減額になったことによる後期高齢者医療広域連合給付金を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税法に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整理を行うものであります。

改正の主な内容は、都道府県たばこ税と市町村たばこ税との間の税率を調整するもの、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止、個人の市民税の均等割の税率を平成26年度から平成35年度までに限り、3,000円に500円を加算した額とするものです。

本委員会といたしましては、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の介護保険料率を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、平成24年度から3年間の保険料の算定については、第5期介護保険事業計画を定め、今後3年間の被保険者の推移や認定者の推移等を総合的に勘案し、給付費の推計を立てて、その給付費を賄う財源として1人当たりの保険料基準額を算定する手順で保険料を定めたとのことであります。

算定に当たっては、高齢者数の自然増から、施設整備に伴いサービスを受ける機会が増加することによる給付費の増加が予測される中で、向こう3カ年で給付費と地域支援事業費を合わせて約160億円を見込んでいたとのことであります。

国の制度改正により、第1号被保険者の保険料の負担割合がこれまでの20%から21%に上がっているため、その約160億円のうち21%が第1号被保険者の保険料負担割合となります。

国の保険料の抑制対策の1つである財政安定化基金から2,592万円を充てるとともに、朝倉市介護給付費準備基金を3カ年で約3億円取り崩し、保険料の急激な上昇を抑制するとのことであります。

また、国の方針に従い、低所得者への配慮等で、保険料の段階を実質的には8段階であったものを10段階に設定しております。これは、これまで上限の保険料率の設定基準であった合計所得金額を200万円から190万円に引き下げ、さらに合計所得金額が400万円以上

という新たな段階を設け、保険料率の上限が1.5%だったものを1.75%にするなど、負担能力に応じた保険料率の設定をするものであります。

以上のことから、現行月額4,480円であった保険料の標準月額を平成24年度から26年度までは月額4,990円、年額にして5万9,880円に設定したとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部に対し、これまでの保険料の標準月額が全国平均と比べて高く設定されている要因についてたゞすとともに、介護サービスの現状を考慮すると保険料の増額もやむを得ないと考えるが、高齢者が増えサービス利用者が増加する中、いかにして介護予防をするか、給付費を抑制するかについては今後も検討が必要であり、次期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に当たっては、そのことについて十分に検討されるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、朝倉市甘木火葬場の利用対象者について、合併前の甘木市区域の居住者となっていたものを市内居住者に、朝倉市杷木火葬場の利用対象者について、合併前の朝倉町及び杷木町区域の居住者並びに東峰村の居住者となっていたものを市内居住者及び東峰村の居住者と改正するものであります。

本委員会といたしましては、この改正が市民の利便性の向上につながることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、和解契約を締結すること及び求償権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成23年12月9日午前10時ごろ、加害者が朝倉市屋永のアパート敷地内で可燃物回収のため、塵芥収集車を運転中、アパートの浄化槽のふたを破損し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として4万8,930円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

以上が議案の内容ですが、本委員会といたしましては、事故防止策について執行部にたゞし、審査を行ったところ、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、今回の事故についてはアパートの敷地内への乗り入れが原因と言えることから、敷地内への乗り入れ等の基準の明確化、安全運転の講習を受けることや運行管理を徹底することなど、さらなる事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案訴訟事件の和解についてであります。

本件は、昨年3月議会で可決した消費者金融業者を相手とする訴えの提起に係る差し押さえ債権取立請求事件について、福岡地方裁判所の和解勧告に基づき和解したので、地方

自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、昨年3月の議決後に諸手続等を進め訴状を提出したとのことです。第1回公判から第3回公判を経たところで、平成23年11月に裁判所より和解提案がっております。

近年、同じような裁判がふえてきており、裁判自体が長期化している傾向にあるとのことです。市としては、裁判が長期化すると、裁判に要する費用がふえることなど総合的に判断して、現時点で市にとって有利な条件で和解することが適当であると考え、弁護士と協議し、もともと市が請求していた111万4,218円を和解金とする和解条項案を市が作成し提出したとのことであります。

その後、第5回公判を経て、平成24年2月に市が提案していた和解条項案を被告である消費者金融業者が承認しており、この3月議会の議決後に予定されている第6回後半を経て和解調書が作成され、和解条項に基づき支払いがなされることになっているとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、この件に関してスムーズな処理が行われるよう要望するとともに、今後も同様の訴訟等も考慮に入れ、滞納問題に対してはますますの努力をされるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第2号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討

論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第33号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案訴訟事件の和解についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか12件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 田中保光君登壇)

○建設経済常任委員長(田中保光君) ただいま議題となりました第3号議案ほか12件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第3号議案平成24年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてであります。予算総額813万3,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、市営住宅5カ所と矢野竹・鬼ヶ城・寺内の各簡易水道の水道使用料、一般会計繰入金が多くなっております。

歳出といたしましては、各簡易水道の水質検査費や維持補修費などの維持管理費が多くなっております。維持管理費の増額により前年度比147万3,000円の増額予算になったということになります。これは矢野竹簡易水道の配水池の補修工事を行うためであるとのことでありました。

本委員会といたしましては、安心・安全な水道水の供給及び適正な水質管理を行うための予算措置として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額19億9,783万円で編成するものであります。

歳入といたしましては、受益者負担金、使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、流域下水道事業建設負担金等の流域下水道事業費及び一般管理費で8,175万円、流域下水道に接続するための公共下水道事業費は10億3,832万円で、平成24年度は35ヘクタールの整備計画であります。下水道事業全体の整備率は76.8%で、前年度より3.2%上昇、接続人口も下水道整備の進捗により1,372名の増加であります。

特定環境保全公共下水道事業は、平成23年度で秋月地区が事業完了予定であり、維持管理費は1億908万円で、接続推進を図り、今後の下水道事業運営に向け、朝倉中央浄化センターの下水道長寿命化支援制度を活用した計画策定事業を行う予定であります。

雨水幹線事業は、平成23年度で大添3号雨水幹線が完了予定で、事業費3,187万円は堤1号雨水幹線の詳細設計等を行う予算であります。福童浄化センターで処理する汚水排水量に基づく県への負担金1億3,122万円を含む流域関連公共下水道事業の維持管理費1億6,756万円、公債費5億3,565万円が主なものであります。今後ともにさらなる事業推進に努めていくということでありました。

本委員会といたしましては、市全体の財政状況を踏まえた上で、事業計画に基づき事業推進を求めるとともに、収入確保のため一層の接続率及び収納率の向上に努められることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。予算総額3億9,512万円で編成するものであります。本特別会計は平成20年度で整備事業が完了しているため、事業としては維持管理が主な予算編成となっております。

歳入といたしましては、受益者分担金及び負担金、使用量、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、新規公共ます設置等の建設費1,500万円、施設の維持管理費1億4,985万円、公債費2億1,290万円が主なものであります。

なお、前年度より接続率も2.1%上昇しているとのことであり、今後とも各地区の接続率の向上に努めていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、健全な財政運営を確保することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてであります。予算総額2億6,314万5,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、浄化槽設置に伴う分担金及び負担金、使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、浄化槽設置のための建設事業費7,951万円、維持管理費

1億5,027万円、公債費2,690万円が主なものであります。

なお、設置基数としては平成24年度は60基を予定していたということではありますが、汚水処理の地域差を解消するためにも事業の推進に努めていきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、この事業が下水道整備事業計画区域外の生活環境整備の向上につながるものであることから、市民に広く周知を行い、今後のさらなる事業推進を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成24年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてであります。予算総額を前年度同様46万円で編成するものであります。事業といたしましては、鳥集院工業団地の管理業務として調整池などの市有地部分の管理業務及び水質調査業務を行うものであります。

本委員会といたしましては、市民の安全と信頼のための維持管理経費であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成24年度朝倉市工業用水道事業特別会計予算についてであります。

本市の工業用水は、すべてキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立方メートルの給水が計画されております。収益的収支については、収入に1億2,707万6,000円、支出に1億1,758万2,000円が計上されており、支出の主なものは、配水及び給水費においては職員7名分の人件費や両筑平野用水施設管理負担金等であり、減価償却費においてはダム使用権等であります。

また、資本的収支については、収入として両筑平野用水二期事業に伴うキリンビールからの負担金708万円が計上されており、支出の4,229万2,000円の主なものは両筑平野用水二期事業負担金、企業債償還金等であり、収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、本会計の安定した事業収益に応じた健全な運営を堅持されることを求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成24年度朝倉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収支については、収入に4億6,710万4,000円、支出に4億6,628万3,000円が計上されております。

収入の主なものは、給水収益、加入金及び一般会計からの負担金、補助金等であります。

支出の主なものとしては、職員6名分の人件費や減価償却費、県南水道企業団からの受水費が計上されております。

また、資本的収支については、収入に1億4,391万3,000円、支出に2億107万円が計上されております。

収入の主なものとして、企業債や一般会計からの負担金及び補助金であり、支出の主なものとしては配水管布設工事などの建設改良費や企業債償還金などが計上されており、収入が支出に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするもので

あります。

本委員会といたしましては、安全かつ安定的に給水するための適正な予算措置であり、今後の事業の進捗及び安定的な給水を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ総額2億8,800万円を減額するものと、あわせて下水道整備事業において、国の予算追加配分がなされ、国からの補助金交付決定がおくれ、工事の期間が不足するため、5,300万円を次年度に繰り越すために繰越明許費補正を行うものであります。

なお、事業費の減額が大きい理由は、国の補助金が申請の7割しか来なかったため、見込んでいた事業が減少したためであるとのことであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業費の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ1,400万円を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業費の確定などにより、歳入歳出それぞれ370万円を減額するものであります。

なお、23年度は浄化槽設置予定基数60基を下回り58基であったということであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、現在、市営住宅条例第6条第2号で、老人や身体障害者など以外は単身で入居ができず、同居親族が必要であることを規定していますが、今回の公営住宅法の改正において、同居親族の要件が廃止され、経過措置がなく、平成24年4月1日から施行されるとのことです。市として同居親族の要件廃止を行わない理由と

しては、市営住宅入居申し込みの倍率を見ると、現在5倍以上で推移しており、単身入居を認めると真に住宅に困窮している家族のいる世帯への影響が大きいと判断したとのことであります。そのため、これまで単身で入居ができた老人や身体障害者等については、条例で規定するとともに、文言の整理を行うものであるとのことであります。

また、住宅の整備基準の条例委任、入居収入基準の条例委任の2点の改正については、経過措置が設けられているため、政令等の基準が出された後に条例の改正を行う予定であるとのことであります。

審査に当たっては、単身入居資格の要件を確認するとともに、老人、身体障害者その他に居住の安定を図る必要があるものへの配慮や対応などの確認をしたところであります。

説明によりますと、老人、身体障害者など特に居住の安定を図る必要があるものへの対応として、2回続けて入居申し込みをした場合には、抽せんを2回できるように優遇措置を設け、障害者等で常時介護が必要で単身で市営住宅に入居できないものについては、行政として福祉施策の中で対応し、支援していくとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、福祉行政と連携を密にすることで障害者等への配慮、支援等を行い、適正な市営住宅の管理運営を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市原鶴水辺広場条例の制定についてであります。

本件は、地域の資源を活用して、都市の交流を推進し、もって観光産業の活性化を図るため、朝倉市原鶴水辺広場を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

審査に当たっては、同広場の詳細について説明を受け、同広場や駐車場の利用方法が設置の目的につながるものになっているのか、整備後の具体的な活用策はあるのかなど、確認したところであります。執行部の説明によりますと、同広場は平成21年3月に策定した原鶴地域振興計画に基づき、地元と協議を重ね整備を進めてきたものであります。具体的には原鶴大橋の両側の土地を取得し、筑後川の河川敷も占用許可を得て、水に親しむ広場としての目的でも整備するもので、整備面積2,004.61平方メートル、駐車場14台を備え、広場は芝生帯でベンチやあずまやを整備し、原鶴温泉街の新たな交流拠点として整備するとのことであります。

なお、同広場の整備については、平成24年3月末の完了予定でありましたが、駐車場工事箇所から多量の産業廃棄物が出てきたため、年度内の完了が難しく工期を延長する必要があり、予算については繰越明許費補正をするとともに、4月末の完成予定であるとのことであります。そのため、条例については5月15日施行であるとのことであります。

また、同広場は市内の都市公園等の設置目的とは違い、原鶴地域の振興を目的にしているため、地域の活性化のための広場として多くの活用がなされるように使用料は無料とし、駐車場についても設置目的に沿った利用をしてもらうために、看板等を設置し、啓発した

いとのことです。

整備後の活用策としては、地元原鶴地域が検討を重ねており、具体的な活用策を引き続き検討していくとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了するとともに、今後、同広場の整備を機に地域全体で活用策に取り組み、地域の活性化につながるように要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第30号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の制定についてであります。

本件は、市民の生活に害を及ぼすおそれのある家屋等が放置され、管理不全な状態となることを防止したいので、この条例を制定しようとするものであります。本市の老朽危険空き家等の状況については、管理不全な状態である放置家屋等の総件数は把握できていないが、空き家件数については1,430戸、住宅全体の約6.5%を占めているとのことあります。

審査に当たっては、条例制定の目的はもとより、議案質疑の中でもあった代執行を含めた検討の有無、及び市民や自治組織等との連携についての考え方、行政としての財政的な支援などを含めた対応や今後の取り組み等について説明を受け、質疑を交わし、審議を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、空き家は全国で増加を続けている状況であり、本市においても空き家の増加に伴い、老朽危険空き家の件数の増加も続くと予想されるため、市民の安全・安心の確保及び生活環境の保全を目的に条例を制定するもので、条例化は市民への危険老朽空き家の啓発としては有効であると考えているとのことでした。条例制定に当たっては、危険老朽空き家に対する代執行も検討しましたが、自治体として行うことは難しく、今後も代執行を含めた検討をしていくことも必要であると考えているが、危険老朽空き家については、まず、条例を制定することで所有者等に対し指導・助言を行い、それでも従わない場合は勧告、氏名等の公表を行うことで、危険老朽空き家問題の解決に努めていきたいとのことあります。

条例の第1条の目的にもあるように、行政、市民及び所有者等の3者が連携し、一体となって取り組むことで、安全で安心な地域づくりを目指しており、問題の解決には市民や自治組織からの情報提供や協力へ連携して取り組んでいくとのことでした。

なお、条例化後の行政の対応としては、まずは具体的には危険老朽空き家の解体撤去については国の補助制度があるため、その活用等を含め、解体撤去に向けた指導・助言をしていくとのことあります。しかし、所有者等で対応できない物件については、地域と連携して財政面を含めた解体撤去に向けた支援策等も検討し、市民の安全で安心と公平性の観点も考慮しながら、今後とも先進自治体との具体的な制度内容、運用について情報収集を行い、財政面、執行体制などそれぞれの観点で検討を行い、要綱の整備を行いたいと

のことでありました。

本委員会といたしましては、本条例の制定が今日の行政上の難しい問題の取り組みとして大きな前進にもつながるため、執行部の説明を了とするものの、市民の安全・安心確保、生活環境の保全のためにも、状況に応じた対応、検討などを行うことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。以上です。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第3号議案平成24年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成24年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成24年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成24年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市原鶴水辺広場条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時32分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○予算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第1号議案平成24年度朝倉市一般会計予算についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、3日間にわたり歳入、歳出について説明を受け、質疑を行うとともに総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を253億円とし、昨年度の当初予算額261億2,300万円と比較しますと8億2,300万円、3.15%の減になっていますが、これは、平成24年度事業として予定していた学校の耐震化事業及び大規模改修事業のうち約9億5,000万円を、国の第3次補正に伴い前倒しして平成23年度3月補正予算に計上しているためであり、これらを含んだ予算額で比較すると約1億3,000万円、0.5%の増となり、ほぼ前年並みとなっています。

歳入につきましては、個人市民税においては年少扶養控除の廃止等に伴う増収を、固定資産税においては評価がえに伴う減収をそれぞれ見込み、市税は前年度に比べて約1億400万円、1.5%の減となっております。

また、地方交付税と臨時財政対策債については、平成24年度地方財政計画において、前年度に比べ地方交付税が0.5%の増、臨時財政対策債が0.4%の減、合計で0.23%の増となっておりますが、これは、地方財政計画に国の一般会計歳出から別枠加算等が計上されたことに加え、平成24年度から平成26年度まで地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用が行われることとなり、臨時財政対策債と合わせて総額が確保されたもので、本市においては前年度に比べ2億3,400万円、2.8%の増となっております。

これらのことから、歳入の根幹をなす市税、地方交付税等の一般財源総額は4,500万円、0.3%の増となり、前年度同様に財源補てんとして基金からの繰り入れに頼ることなく、予算を編成することができたとのことであります。

歳出につきましては、平成22年度の決算状況と平成23年度の決算見込み等から見た朝倉市の財政状況は、一見すると余裕のある財政運営ができるようにも思えますが、今後、合併加算の優遇措置がなくなることを考えると、実際には厳しい財政運営が求められるとのことであります。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分にこたえ得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに、将来の財政状況分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

討論採決の結果、執行部の説明を良とするところでありますが、市税収入が年々減少し、地方交付税や臨時財政対策債頼みの厳しい財政状況の中、合併加算の優遇措置が減少し始める平成28年度以降に向け、最小の経費で最大の効果を上げるため、事務事業の見直し、行政経営改革プランの完成など、行財政の健全化により一層取り組まれることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第1号議案平成24年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

景気動向の悪化で地方税が落ち込む中、国の地方財政計画の伸びにより地方交付税、臨時財政対策債など前年並みの財源が確保された予算編成がされたところであります。

朝倉市においては合併による優遇措置がここ数年ありますが、将来を見越した中で、歳出においては事務事業の見直しなど行財政改革を進めて、施政方針で述べられた6つの柱からなる重点施策の達成に取り組んでいただきたいと思います。

また、本予算委員会で議論がなされた朝農跡地活用事業については、当初予算説明資料の事項名で朝農跡地総合体育施設建設基礎検討費から朝農跡地活用検討事業への修正が行われましたが、一体的な活用のための基本調査に取り組んでいただきたいと思います。

また、早い時期に跡地活用のプランを示していただき、事業の内容、事業に要する経費、完成後の運営などを含め、議会とあるいは市民の皆様と十分な連携のもとに進めていただくよう要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私も賛成討論をいたします。

24の新規事業、9つの拡大事業を盛り込んだ多くの事業が提案されました。これは、市長の行政運営の意向が組み込まれたものと判断します。行財政改革は、単にお金を削減し安い予算で行うのではなく、その予算をいかに生かしていくのか中身を伴い、あるときは中身が膨らむ予算執行のための創意工夫を市民として強く要望するものです。そこには、心、やる気を伴ってほしいとも思っています。

もう一つは、会計年度が4月から3月までであることから、当然のことながら計画的な予算執行への取り組みをお願いしたいと思います。何らかの事情があるにせよ、年度後半から事業が行われ年度末まで終わらなかつたり、年度末に工事完了ということで工事を急がせたり、住民に説明責任を果たさずにお願いの事業にならないように要望いたします。

朝農跡地活用事業に関しましては、小事業名が朝農跡地計画事業と修正されました。もともと具体的な5つの方向性に沿って総合的、一体的に跡地計画事業を進めるべきですし、修正されましたようにその取り組みの一つとして総合体育館施設建設基礎検討事業は位置づけるべきであったと思います。

また、総合体育館施設建設基礎検討もこの跡地が適切なのか、市内の他の体育館と事業

との関係、特に最近の人口の動向を踏まえた分析なども勘案され、検討がなされるべきだと思います。そして、そのプロセスの中で、先ほど7番議員も話されましたように、住民との意見交換も行いながら十分検討を行っていただきたいと思います。これは予算委員会でも確認されたことでありますし、さらに確認をして、賛成の意見といたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた24請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました24請願第1号につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

24請願第1号防災会議に女性の視点を入れることを求める請願書についてであります。

本請願は、1、中央防災会議に少なくとも3割以上の女性委員を登用すること。2、地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、2つの事項を求める意見書を、国の関係機関に提出してほしいというものであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、国や地方自治体の防災会議における女性の登用状況についての説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、昨年3月に発生しました東日本大震災における避難所生活での問題点として、授乳スペース、着がえスペース等の確保の必要性や女性特有の生活用品の確保などがクローズアップされ、防災対策において女性でない気がつきにくい点もあることから、より充実した防災対策の向上のため、防災会議に女性委員を登用することは重要であると考え、今後、市の防災会議にも女性委員を積極的に登用する予定であるとのことです。

本委員会といたしましては、3割以上の数値目標が必要であるのか、障害者やお年寄り、子どもなどの女性以外の災害弱者の視点も取り入れることも必要であるなどの意見も出さ

れましたが、国、福岡県及び朝倉市も男女共同参画基本計画等にそれぞれ3割から4割の数値目標を掲げて、男女の機会均等や積極的な女性委員の登用を図っていることから、本請願の趣旨に賛同し、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、賛同賜れば、24請願第1号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田悌子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、24請願第1号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほど、委員長からも報告がございましたが、今、国でも、被災地でも、男女の違いへの配慮や復興への女性の参画促進など男女共同参画の視点を踏まえた防災、災害復興が行われるよう、各市町村に今働きかけがあっている現状でございます。被災者支援としましても、トイレや更衣室を男女に分けることや授乳場所をつくるなどプライバシーに配慮したり、妊産婦や女性の立場に立った避難所の設置、運営体制が求められます。

そういう中におきまして、この請願は大変大事なことだと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、24請願第1号は採択することと決しました。

次に、第13号議案の審議を行います。

それでは、第13号議案、平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時59分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第35号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員松尾正、山口雄平、井手信彦、篠原誠、古賀幹夫及び渡辺秀俊の任期が、平成24年5月15日に満了することに伴い、再度、山口雄平及び井手信彦を、新たに、立石新、渡辺輝子、本園治作及び舟木良子を朝倉市固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(平田梯子君) それでは、意見書案第1号につきまして、提出者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましてはお手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました24請願第1号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第であります。

何とぞ、御賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。発議案第1号については、提案理由の説明を

省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後零時3分休憩

---

午後零時4分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第35号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第1号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第1号及び発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、35号議案につきましては、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し直ちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、第35号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第1号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第1号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時7分閉会